

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（総務局（防災危機管理局）、市民局、会計室、消防局）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年9月29日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局（防災危機管理局）	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年9月3日
市民局	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月24日
会計室	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月19日
消防局	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月5日

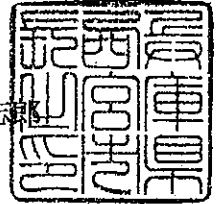
措置の内容 別紙のとおり



西 会 発 第9号  
令和2年8月19日

西宮市監査委員 石原 俊彦 様  
同 佐竹 令次 様  
同 板戸 史朗 様  
同 大川原 成彦 様

西宮市長 石井 登志郎



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 会計室              |
| 2 監査結果報告名  | 定期監査結果報告 (会計室)   |
| 3 監査結果提出日  | 令和2年2月10日報告監第22号 |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり           |

定期監査報告書に基づき講じた措置  
(令和2年2月10日付報告監第22号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P22-3

4 会計管理業務

(3) 資金の運用

歳計現金及び各種基金の資金運用については、「西宮市公金管理・運用基準」に基づき、「金融機関の選定指針」の基準を満たす金融機関を対象に安全、確実に収益性の高い大口定期預金等で合同運用を行っています。今後とも、安全性、確実性を確保し、かつ有利性、流動性にも配慮した上で、より収益性の高い資金運用に努めてください。

(講じた措置)

歳計現金及び各種基金の資金運用については、日々の支払い準備に支障のない余裕資金について、安全性、確実性を確保し、かつ有利性・流動性にも配慮して、借入金債務のある金融機関に、原則見積り合せのうえ借入金の範囲内で預金しております。また、預金以外の手法として、福岡県公募公債等の債券による運用も行っております。

今後とも、安全性・確実性を確保した上で、より収益性の高い資金運用に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P22-3

4 会計管理業務

(4) 出納員証及び現金取扱員証の交付

会計管理者の代わりに現金を取り扱うことのできる者として、西宮市会計規則に基づき出納員及び現金取扱員が置かれ、それぞれに身分を証する出納員証、現金取扱員証を交付しています。現在においては出納員証及び現金取扱員証の必要性について疑問が持たれます。見直しについて検討を進めてください。

(講じた措置)

これまで、現金取扱員にはすべて証を交付しておりましたが、正規職員は職員証を保持していることなどから、交付事務の見直しを検討しております。

今後の出納員証及び現金取扱員証の取り扱いにつきましては、他市の状況等を勘案し、内部で精査してまいります。

5 む す び

会計室は、財務会計事務に係る各種通知や庶務担当者に対する研修、出納事務検査の実施等により市内の財務会計事務に係るリスクの軽減を図っています。今後とも、内部統制の強化に向けて、総括担当課等に対して的確な指導を行い、きめ細かに相談に応じるなど、本市会計業務のより一層の適正化の推進に努めてください。

(講じた措置)

総括担当課及び各事務担当者に対する指導については、これまでも文書による通知、毎年度行われる庶務研修での注意喚起などを行っております。

令和2年度につきましても、庶務研修資料等により、支出命令書及び支出負担行為決議書、旅費、備品に関して注意事項の周知を行いました。

今後とも、総括担当課等に対する、より一層の的確な指導に努めてまいります。